

東村山市秋水園ごみ焼却施設の灰搬出口シャッター損傷事故に
伴う和解

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 25 年 11 月 29 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市秋水園ごみ焼却施設の灰搬出口シャッター損傷事故に
伴う和解

東村山市秋水園ごみ焼却施設の灰搬出口シャッター損傷事故における現状
復旧について、下記のとおり和解することに議決を得たい。

記

1 事故の内容

平成 25 年 6 月 25 日に相手方である焼却残さ搬出業者が、焼却残さ
搬出の際、搬出車両の荷台にて灰クレーン作業中に車両が発進したため、
灰クレーン本体が荷台に引っかかりそのまま灰搬出口シャッター上部に
接触した。

2 和解の内容

- (1) 本件において損傷を受けた、東村山市秋水園ごみ焼却施設の灰搬
出口シャッター及びその付帯設備の現状復旧に要した額 1, 260,

000円相当及びその一切の負担は相手方の責において行う。

(2) 東村山市及び相手方は、今後この和解で定める他一切の債権債務の無いことを確認する。

3 和解の相手方

東京都東村山市恩多町1丁目12-3

加藤商事株式会社

代表取締役 加藤 宣行

説明 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、本案を提出するものであります。